

岩手県告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関 の名称	変更事項	追加する事務所の所在地	変更しようとする 年月日
株式会社建築構造センター	事務所の追加	三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階	平成29年6月22日